

きょう正式に契約

水俣病
補償額

県漁連と新日窒で

さる十七日夜、水俣病紛争調停委員会が提示した一億円の補償額を
受諾した県漁連と新日窒KKは、

受諾にもとづく正式契約書を干
五日取りかわす。契約書は調停案
どおり、三千五百万円の漁業補償

と六千五百万円の漁民の立ち上げ
り融資を内容とするもので、同日
午前十時から県庁の知事心接室に
村上県漁連会長と吉岡新日窒社長
の両代表が出席、寺本知事ら調停
委員が立ち会うことになっている
これで正式に債権債務が双方に発
生するわけで、現金の受け渡しは
二、三日中にも行なわれる予定で
ある。